

発議案第5号

出入国管理及び難民認定法の運用見直しを求める意見書について

上記発議案を別紙のとおり、白井市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和5年7月11日提出

白井市議会議長 岩田 典之 様

提出者 白井市議会議員 荒井 靖行

賛成者 白井市議会議員 小田川 敦子

提案理由

国会及び政府に対し、外国人の人権を擁護するため、現行の難民認定制度や収容送還制度を抜本的に見直すため。

出入国管理及び難民認定法の運用見直しを求める意見書

出入国管理及び難民認定改正法が今国会にて可決成立しました。同法は難民認定申請の回数を2回までに制限することや、懲役1年以下の罰則を付けて退去命令制度を創設すること、收容に代わる監理措置を導入することなど、多くの問題点や課題が厳しく指摘されています。

日本政府は昭和57年1月に「難民の地位に関する条約」と「難民の地位に関する議定書」を発効し、平成30年12月に国連総会にて世界が一体となって難民保護を促進していくための国際的な取り決め「難民に関するグローバル・コンパクト」に賛成し、採択されました。

過去5年間（平成31年から令和4年）、日本政府の年間平均難民認定者は82人、認定率は2.1%と他の先進諸国と大きくかけ離れて低く、国連などから深刻な懸念が示されています。また、出入国在留管理庁が在留資格のない外国人について司法審査を経ずに、期間や回数の制限なく拘束することは国際法違反の恣意的拘禁に当たり、人権侵害であるとの批判を受けています。現行の難民認定制度や收容送還制度は抜本的に見直すことが急務です。

したがって、本議会は、国会及び政府に対して、外国人の人権を擁護するため、以下の対策を実行するよう求めます。

記

1. 令和3年3月名古屋出入国在留管理局の收容施設において亡くなったスリランカ人女性ウィシュマ・サンダマリさんの死因究明と再発防止のため直ちにすべての情報を公開するとともに、信頼回復のため入管行政の抜本改革を行うこと。
2. 政府・出入国在留管理庁から独立した第三者機関を設立して、保護すべき難民や補完的保護対象者等を適切に保護できる、新たな保護制度を早急に確立すること。
3. 政府・出入国在留管理庁は申請者が難民である証明をしなければならない現行の難民認定方法を改め、入国管理庁が難民ではないと証明した場合を除き難民と認定する運用に変更し迅速な認定を図ること。
4. 日本政府は難民の地位に関する条約を遵守するため、世界中で増加する難民に応じた受入目標数を設定し国連に報告しその目標を達成すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

令和5年7月11日

千葉県白井市議会

衆議院議長 細田 博之 殿
参議院議長 尾辻 秀久 殿

内閣総理大臣 岸田 文雄 殿
内閣官房長官 松野 博一 殿
法務大臣 齋藤 健 殿